

リユースカップシェアリングサービス実証事業公募要領

大阪府では、2025年大阪・関西万博に向けて、プラスチック等の使い捨てごみ削減の意識醸成及び社会全体のさらなる行動変容を図るため、府民・事業者・行政、みんなで取り組む未来社会の実験場として、府内のオフィス街・官庁街等において、リユースカップの利用が体験できる機会を創出し、地域全体で使い捨てプラスチック削減の取組み等を進める実証事業を民間事業者等との共同事業として実施する取組みを開始します。共同事業者には、大阪府から費用の一部を補助します。

1 公募事業の内容

(1) 事業名

リユースカップシェアリングサービス実証事業

(2) 事業の趣旨・目的

大阪府では、平成31年1月に「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、令和3年3月に策定した「大阪府循環型社会推進計画（計画期間：令和3～7年度）」において、プラスチックごみの排出削減等に関する目標を設定し、プラスチックごみ対策に重点的に取り組んでいるところです。

また、脱炭素・資源循環に関して2025年大阪・関西万博で目指すべき方向性や核となる対策の候補等について取りまとめられた、EXP02025グリーンビジョンにおいても、プラスチックを中心とした飲料容器の取組みによるペットボトルの削減とリサイクルが掲げられています。

そこで、使い捨てプラスチック飲料容器の削減に向け、府民にオフィス街・官庁街等でリユースカップの利用が体験できる機会を創出し、府民、企業等、あらゆる主体と連携・協働して、地域全体で使い捨てプラスチック削減の取組みを進める実証事業を公募し、選定された事業者と大阪府が連携協定を締結したうえで、共同で3年間、事業の社会実装をめざして実施するものです。

(3) 公募する取組み

リユースカップのシェアリングサービスによる使い捨てプラスチックを削減するものであり、大阪府内において始める新たな取組みを対象とします。

- ①大阪府内のオフィス街・官庁街等のうち、応募者が指定する地域内の飲食店やコンビニ等において、参加店舗共通のリユースカップを設置
※参加店舗は広く一般府民が利用できる店舗を対象とする。
- ②参加店舗で飲食物のテイクアウト時に利用客の希望を受け、リユースカップにより商品を提供
※参加店舗において、毎回リユースカップでの提供を必須とするものではなく、利用客の希望により、リユースカップ以外で提供することは差し支えない。
- ③使用済みのリユースカップを参加店舗や利便性の高い場所に設置する回収ボックス等で回収
- ④回収した使用済みのリユースカップは洗浄のうえ、再度参加店舗へ配置し、リユースカップを利用客が共有し、繰り返し利用
- ⑤上記内容を普及促進・周知啓発
※リユースカップのみでなくマイボトル等の使用を取組みに含めることは差し支えない。
- ⑥結果検証（利用回数等に基づく環境効果分析（使い捨てプラスチック削減量等）及び参加店舗・利用者への満足度等のアンケート調査等）及びその考察。

2 補助内容

採択されたモデル事業については、共同事業として以下の内容を補助します。

- (1) 補助対象者
民間事業者又は複数の民間事業者による共同企業体、NPO等（以下「民間事業者等」という。）
（国及び地方公共団体以外）
- (2) 補助対象
「1（3）公募する取組み」に記載する取組みに要する費用（下記「6 補助対象経費」に記載のもので、協定締結から令和7年2月28日までにかかる経費）
- (3) 補助額
補助率2分の1
補助額の上限は402万円
- (4) 補助件数
1件予定（予算の範囲内で複数採択する場合あり）

3 応募受付期間

令和6年6月21日（金）から令和6年7月22日（月）まで

4 応募者

応募者は、民間事業者等であって、次に掲げる者を除きます。

また、共同企業体で参加する者にあっては、構成員のうち一部の者が次に掲げる者であれば、応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
- ウ 宗教活動や政治活動を目的にしている者
- エ 大阪府補助金交付規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する者
- オ 本事業の検証結果等を踏まえた事業展開を予定しない者

5 応募条件

- (1) 広く一般府民が利用できる、リユースカップのシェアリングサービス参加店舗を発掘し、とりまとめること。
- (2) リユースカップは流通管理を行い、調達、店舗への設置、利用後の洗浄、運搬、管理等をとりまとめ、衛生的なリユースカップ提供すること。
- (3) リユースカップの返却ボックスを用意し、利便性の高い場所に設置し、必要に応じて、参加店舗に設置すること。
- (4) 利用者がリユースカップを利用・返却するための仕組みを構築、提供すること。

- (5) 結果検証（利用回数等に基づく環境効果分析（使い捨てプラスチック削減量等）及び参加店舗・利用者への満足度等のアンケート調査等を含む。）を実施し、結果及びその考察を公表し、今後の展開等に活用すること。
- (6) 採択決定後、すみやかに交付申請を行い、交付決定後、大阪府と連携協定を締結し、共同事業に取り組むこと。
- (7) 今回実施するモデル事業の社会実装をめざして大阪府との共同事業として3年間継続して実施すること。（取組みの継続実施やブラッシュアップ、他地域への展開検討等）
- (8) 応募は1者1提案とすること（別途、共同企業体構成員として参加する場合は提案可能）。

6 補助対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約（リース契約を含む）、発注、購入等を行い、かつ証拠書類によって金額が確認できる次に掲げる経費を補助の対象とします。

なお、国その他の団体からの補助金や寄付金その他の収入がある場合補助対象経費から差し引きます。

対象経費	内容
旅費	本事業の実施に必要な大阪府及び本事業に係る他の関与者との打合せ、業界団体の調整、官公署への申請等のための出張に係る旅費（支給対象者は本事業に従事する者、外部専門家等とする。）
通信運搬費	本事業の実施に必要と判断される郵便物の送付、物品の輸送経費（郵便代、運送代など）
消耗品費	本事業の実施に必要な筆記用具その他の各種消耗品の購入に係る経費
備品購入費	本事業の実施に必要な機器その他の各種備品の購入に係る経費
広報宣伝費	広告掲載料などに係る経費 チラシ・パンフレット・POP等の製作（企画、デザイン、製作等）に係る経費 その他、補助事業の効果上昇を目的とした経費 ※補助事業者の利益享受になるものや、企業のPR、営業活動に活用される広報費は補助対象となりません。
使用料及び賃借料	本事業の実施に必要な備品の賃借に係る経費
印刷製本費	本事業の実施に必要な各種資料作成に係る経費
外注費	本事業を行うために必要な経費のうち、事業実施者が直接行うことのできない業務に係る経費 本事業の効果検証等調査費、各種コンサルティング料
謝金	外部専門家等への謝礼金、研究協力等に対する謝金等
その他	本事業の実施に必要な不可欠、かつ本事業専用使用する事業資産（土地を除く）等の取得に要する経費（ソフトウェア取得費など） その他本業務に直接必要な経費（府が認めたものに限る）

7 事業実施の流れ

令和6年度

6月21日から7月22日まで

8月中旬から下旬頃

9月中旬頃

公募期間

提案事業の審査・選定・共同事業の決定

補助金の交付申請

補助金の交付決定、共同事業にかかる協定締結

事業着手

※事業着手は交付決定以降にしなければなりません。

モデル事業開始

※遅くとも12月中に着手し、2か月以上の期間を設けること

令和7年3月10日まで

「リユースカップシェアリングサービス実証事業補助金実績報告書」（補助金要綱様式9号）等の提出

3月中旬から3月下旬

支出額等について、府が確認を行い、補助金交付予定。

6月末

リユースカップシェアリングサービス実証事業報告書提出

以降

ブラッシュアップ、事業継続、他地域展開の検討・実施等

※毎翌年度6月末まで

事業実施状況及び環境改善効果報告書提出

（最終令和9年6月末）

8 応募の手続き

本事業の提案に関する応募手続等は、以下のとおりです。

「4 応募者」、「5 応募条件」等を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年6月21日（金）から令和6年7月22日（月）午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布方法

「オ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjuncan/recycle/sharing.html> からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和6年6月21日（金）から令和6年7月22日（月）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 提出方法

「オ 配布場所及び受付場所」への持参又は郵送（「特定記録郵便」又は「簡易書留」）で行ってください。

提出の際は電子媒体（電子メールもしくはCD-R）の提出も併せて行ってください。

電子メールで提出した場合、必ず電話にて当課あて受信の確認をお願いします。（電話は平日午前10時から午後5時まで）

オ 配布場所及び受付場所

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課3R推進グループ

所在地：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階

電話番号：06-6210-9566

電子メール：shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

① リユースカップシェアリングサービス実証事業企画提案書

(応募様式第1号)：正本1部、副本10部

② 事業計画書(応募様式第2号)：正本1部、副本10部

③ 共同企業体で応募する場合

ア 共同企業体届出書(応募様式第3号)：正本1部、副本1部

イ 共同企業体の協定書(写し)：正本1部、副本1部

④ 直近2年間分の決算関係書類(写し)：正本1部、副本10部

⑤ 納税証明書(未納がないことの証明：発行日から3か月以内のもの)：各1部

ア 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

(大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの)

イ 税務署発行の納税証明書(その3の3)

※共同事業体で参加する場合は、すべての構成員について④・⑤の提出をお願いします。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれをA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体(メールもしくはCD-R)での提出もお願いします。

イ 表紙及び背表紙には応募事業の名称と応募事業者名を記入してください。

<記入例>「リユースカップシェアリングサービス実証事業提案書

株式会社〇〇(法人名)」

ウ 提出する副本は、応募事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報に記載されている当該箇所を黒塗りしてください。

エ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が修正や追加提出等を求める場合を除く)。

9 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年7月12日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール(アドレス：shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。なお、電子メールの件名は「【質問：リユースカップシェアリングサービス実証事業】」としてください。

ア 電子メール送信後、必ず電話にて当課あて受信の確認をお願いします。(電話は平日午前10時から午後5時まで)

イ 質問への回答は、大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120050/shigenjunkan/recycle/sharing.html> に掲示し、個別に

は回答しません。

10 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査・評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、上位1事業を事業実施者の候補として決定します。ただし、予算の範囲内で対象事業数を増加することがあります。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
- ウ 審査の結果、部会としての評価点が60点未満となった事業は原則として採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査・評価の基準

審査項目	評価の基準	配点
事業目的・ 内容の理解度 及び 環境改善効果	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。・ 提案内容が事業の主旨にあっているか。・ 環境改善効果（使い捨てプラスチック削減量等）は十分期待できるか。	25
利用者満足度 及び 実装可能性	<ul style="list-style-type: none">・ リユースカップ機能性や、利用・返却時の仕組みについて、利用者の満足度が期待できる計画であるか。・ 社会ニーズや導入費用等を勘案し、今後、府内に広く普及が見込める計画であるか。	25
事業効果の把握 と計画性	<ul style="list-style-type: none">・ 環境効果や参加者・参加企業の意識調査等を含めた結果検証を的確に把握し、次年度以降の事業発展やブラッシュアップの方向性、めざすストーリー等について、利用者の増加が見込める計画であるか。	25
実施地域・ 参加店舗 及び 周知啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 広く府民が利用できる地域であって、モデル事業の実施にふさわしい場所であるか。・ 参加店舗の確保を期待できる計画であるか。・ リユースカップの利用について、分かりやすく、効果的にPRすることができるような工夫がなされている計画であるか。	25
合計		100

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

11 事業全体に係る留意点

(1) 共創チャレンジへの登録について

- ・本事業については、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会が企画・管理・運営する「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジに登録するものである。
- ・事業実施者は、事業の仕組みに関与するほかの事業者に対しても「TEAM EXPO 2025」プログラム共創メンバーに参画するよう協力を仰ぐこと。

(2) 物品等の購入について

物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針に適合するものであること。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>)

(3) 協定に際しては、「大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則」及び「基本的な心構え」を遵守すること。

(<https://www.boutsui-osaka.or.jp/04taiou/taiou10.html>)

(4) 事業実施者として決定した日から協定締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当したと認められるときは、事業実施者とみなさず、補助金交付対象ともなりません。

(5) 「4 応募者」に記載の条件を満たさないと判明した場合には、事業実施者ではなくなり、協定解除及び補助金返還等を命ずる場合があります。

(6) 個人情報については、個人情報の安全管理に関する基本方針、個人情報の取扱い及び管理に関する要綱、個人情報取扱事務委託基準及び特記事項（例）に沿った取り扱いをすること。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070060/johokokai/jigyo2/jyourei-kisoku.html>)

(7) 事業実施者が作成した成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には本事業終了後においても大阪府が保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、事業実施者は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

12 問い合わせ先

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課 3 R 推進グループ

所在地：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21 階

電話番号：06-6210-9566 ファクシミリ番号：06-6210-9561

E-mail：shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp